

第 98 回女川原子力発電所環境保全監視協議会会議録

開催日時：平成 17 年 5 月 31 日 午後 1 時 30 分から

開催場所：仙台市 パレス宮城野 錦秋の間

出席委員数：22 人

会議内容：

1 開会

司会： ただ今から、第 98 回女川原子力発電所環境保全監視協議会を開催いたします。

本日は、委員数 37 名のところ、25 名のご出席をいただいておりますので、本会は有効に成立していることを報告いたします。

司会： 開会にあたりまして、会長の加藤副知事からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

(加藤副知事あいさつ)

3 新委員の紹介

司会： ここで、本協議会に今回よりお入り頂いた委員の方々を御紹介いたします。

宮城県企画部長の佐々木義昭委員です。なお、本日は所用により欠席のため、千葉副参事兼課長補佐が代理で出席しております。

次に、石巻市長の土井喜美夫委員です。なお、本日は所用により欠席のため石巻市総務部の西大條参事が代理で出席されております。

次に、石巻市議会議長の森山行輝委員です。森山委員は本日は所用により欠席されております。

次に、女川町区長会会長の高橋直人委員です。

以上でございます。

司会： それでは加藤会長に議長をお願いし、議事に入らせていただきます。

4 議事

議長： それでは、よろしく申し上げます。

さっそく議事に入らせていただきます。

はじめに、確認事項の「イ」平成 16 年度第 4 四半期の「環境放射能調査結果」について説明願います。

(1) 確認事項

イ 女川原子力発電所環境放射能調査結果(平成 16 年度第 4 四半期報告)について

(事務局から平成 16 年度第 4 四半期の環境放射能調査結果について説明)

議長： ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。

(質疑なし)

議長： ないようでしたら、次の議題、確認事項「ロ」平成 16 年度第 4 四半期の「温排水調査結果」について説明願います。

ロ 女川原子力発電所温排水調査結果(平成 16 年度第 4 四半期報告)について

(事務局から平成 16 年度第 4 四半期の温排水調査結果について説明)

事務局： 平成 17 年 2 月 18 日に開催された前回の監視協議会において、大方委員から「温排水調査のそれぞれの調査項目は独立したものではなく、総合してその水系の状況を現すものである。それが監視の目的であり、その中で生物への影響がどうであったかは重要なポイントであるので、これまでのように最終的に 1 年間の結果を報告するというやり方については検討して欲しい。必ずしも他のデータと同時にというわけではないが、生物調査結果についても出来るだけ関連づけて説明して欲しい。」旨の意見があり、また安住委員から、関連して「沿岸漁業者の方々がものをつくるにはプランクトン等が関連し

ており、養殖の仕方も変わってきている。プラス思考で考え相互に利用できるような活用の仕方も考えて欲しい」旨の意見がありました。これらの意見について測定を行っている県及び東北電力で検討いたしましたが、海生生物の分析結果は3ヶ月程度でそろいますが、生物・水質・底質の状態が互いに関連していることから、各分析値の総合チェックや過去のデータとの比較も必要となります。これらのことから、生物調査結果等の報告につきましては、今回水温塩分調査結果及び水温モニタリング調査結果と同時に報告することはきわめて難しく、次回の測定技術会での報告に間に合うように努めたいと考えておりますが如何でしょうか。

議長：ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。

(質疑なし)

議長：ないようでしたら、平成17年1月から3月までの環境放射能及び温排水調査結果につきまして、本日の協議会で御確認を頂いたものとしたしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長：それでは、これをもって御確認を頂いたものとしたします。

次に、報告事項に移ります。

報告事項のイ「女川原子力発電所温排水調査結果の総合解析・評価について」説明願います。

(2) 報告事項

イ 女川原子力発電所温排水調査結果の総合解析・評価について

(東北電力から女川原子力発電所温排水調査結果の総合解析・評価について説明)

議長：ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。

木村(稔)委員：二つほど、お話をお聞きしたいと思います、女川湾への外洋水、女川湾外の海流の流動調査等はやっているのですか。

もう一つは、先ほど、調査の中で、ここ何年間で水温が1℃上がっているということなんです、水温が1℃上がるということは、我々人間の体温の5℃に匹敵すると言われていています。海の生態系への影響等について問題点などはないのですか。

東北電力：この報告の中には入っておりませんが、外湾の潮の状況、流れの状況については把握してございます。

2点目の、海水温の1℃の上昇は、人間の体温では5℃に匹敵するという御指摘でございますけれども、先ほど説明させていただいたのは、温排水の浮上点のところが、周辺に比べて1℃プラスですという説明であり、ここ何年で上がったということではありません。

1℃の範囲でございますけれども、海域全体ということではなくて、発電所の前面海域内であるということでございます。報告にもありますとおり、温排水による生態系への影響は特に認められない結果となっております。

木村(稔)委員：流動調査はあるという説明ですが、例えばこれは北から入っているのか、南から入っているのか、海流が湾をどのような流動で回っているのか、そのような調査はされているのかという意味で聞いたのですが。

東北電力：基本的に、潮汐流による流れが主体でございます、発電所の近くの放水口近傍では、湾に沿って流れていく形が卓越しております。

阿部(和)委員：この潮の流れは、早崎方面から来て、原発を回り、大貝崎を回り五部浦湾に入り女川湾から出ていき、そういう傾向になっております。私は漁協の理事で、環境調査に長年携わってきたのでそのように理解しております。

須田委員：先ほどの水産研究開発センター所長の説明の最後の方の部分も含むのですが、今日解析あるいはまとめいただいた部分は、この間の大方委員の言われた長期的な影響の評価ですので、これは大変苦労されたと思います。もう一方で、前回、安住委員が言われた部分、つまりその蓄積された知見あるいはそれぞれのデータを2次的あるいは3次的に利用させて欲しいという要望についての対応があります。特にこの場にとどまらないデータの提供とその利活用、漁業、水産関係に対する利活用のあり方についても研究したらどうだろうかという意味合いだったと認識しております。今日は安住委員はいらっしやらないので、その点の真意は改めて確認いただくとして、こういった研究については、水産研究

開発センター、県の担当課、あるいはここに関係の皆さんがそれぞれいらっしゃるわけですので、要望に応じた利活用の仕方、提供のあり方ということについても努力して欲しいと思いますので、意見として申し上げておきます。

大方委員： 今の報告は非常に膨大なデータだったので、大変苦勞をなされたのではないかと思うのですが、今回のまとめで、女川湾というのはどういう湾なのかということが、かなり鮮明に見えてきたと思います。ただ、温排水測定基本計画が立てられた段階では、何をどのように評価するかという考え方が、まだはっきりしていなかったため、今、20年間のデータを取りまとめて、どんな影響があったかを評価する段階になると非常に難しいと思います。一番最後に、モニタリングのあり方について検討していくという話がありましたが、影響評価というのは一体何なのか、何をどの程度のレベルで評価するのかについても、併せて検討していただきたい。

例えば、先ほど質問がありましたように、水温の浮上点、近傍というような表現で平均化されてしまうということがあります。平均値として出せば、1℃高いのは大変じゃないかという話になります。平均していいものといけないものがあるということを区別してデータを取り扱わないと、何を言っているのかわからなくなってしまうのです。放水口から出てきた温排水は取水口と最高で7℃の温度差があるわけですが、拡散過程、浮上過程でエネルギーがどのように減少していくのか、そのエネルギー収支の過程を説明すれば、皆さん納得できるわけです。どれぐらいの距離で、どれぐらいの時間で、どれぐらいの温度になっていくのかということの説明すればいいわけです。女川原子力発電所は水中放水を採用していることから、表層で放流している発電所と比べると、表層の温排水拡散範囲が狭いという特徴があるわけですから、その辺のところをわかりやすく説明していただきたいということです。

それから、もう一つ、先ほど言いましたように、何を評価するのかということがあります。何を評価するかということをも十分議論した上で、これからのモニタリングのあり方について検討していただきたいというように思います。

測定技術会の方で多分いろいろ意見が出されるんでしょうけれども、地域の産業にどんなふうな影響が、どの程度のレベルで起きているのかということがあります。単にないと言ってしまうのではなくて、全くないことはないのだけれども、どの程度のレベルの影響が何に対して起こっているかということをやちゃんと説明すれば、納得できると思うわけです。

また、外洋の水温変化と、女川湾の水温変動は非常によく似ているのですが、「一致している」わけではなく、温排水による水温の変化は埋没してしまい、よく見えないだけの話なのです。ですから、このような変化を見えるようにする工夫も必要かと考えます。

東北電力： 自然変動の範囲も含めて、先生方の御意見も踏まえながら考えていきたいと思っています。

議長： 今後のあり方につきまして、検討をお願いします。

阿部(和)委員： ただいま大方先生がおっしゃるとおりだと思います。実は、昨年8月、9月に、このまとめの中にもありますけれども、河川水の問題ですが、この影響によって、女川湾あるいは鮫ノ浦湾で、ホヤの収穫が3分の1に減少になりました。表面から15mぐらいまではみんな落ちてしまったわけです。シウリ崎のところまで落ちてしまいました。それで、10月から回復し、今度はワカメがものすごく繁殖したわけです。結局、潮間帯では普通の岩につかないんですが、不思議なことにワカメがものすごくついたわけです。そういうこともありますので、先ほど大方先生がおっしゃられたとおり、端的なことばかりでなく、漁師にとっては非常に大事なことだと思うんです。その辺を考慮しながら、今後、そういう現象が出たら調査していただければ幸いです。よろしくお願ひしたいと思います。

議長： その辺はよろしいでしょうか。一応、よく検討していただきまして、御要望を受け取っていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、次の報告事項に移ります。

報告事項「ロ」の「女川原子力発電所の状況について」説明願ひます。

ロ 女川原子力発電所の状況について

(東北電力から女川原子力発電所の状況について説明)

議長： ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺ひいたします。

藤原委員：先ほどからの、環境アセスメントというか、環境影響評価については、それなりにわかったのですけれども、最悪の事態を想定して日常的に対応するのが危機管理の原則だと思うのです。今回、西日本旅客鉄道の大きな事故がありましたけれども、あれから何か得た教訓というようなものはあるのですか。

東北電力：JR西日本の事故の原因は、正確にはまだ発表されていませんが、ただ、私ども、JR西日本は時間に追われているような感じがいたしました。時間に追われてやっていた、安全は時間にかえられないのだと感じております。私ども、運転していく、それから、定期検査をやっていくということの中で、工程時間を優先ではなくて、ここでもう一度、安全を優先にした考えを上から下まできちんと周知することが必要だと感じております。そういった安全文化をきちんと今後もやっていこうということで、発電所の中で目標を設定して行っております。今年は西アジアや国内でもいろんな事故がありました。そういう観点から、安全については、立ち止まって、もう一度きちんと考えようということで取り組んでおるところでございます。

藤原委員：これまで、1号機が開設以来、運転以降の、法令に基づくトラブルと法令に基づかないトラブルの累計というのはどのくらいあるのですか。

東北電力：法令に基づくトラブルは、10件あったかどうかというレベルだと思います。正確な数字ではないかもしれませんが、この前の格納容器に関することを含めて14件だと思います。

藤原委員：要するに、私は専門家ではないのですけれども、いわゆる事故とトラブルの違いというのはどう説明したらいいのですか。

東北電力：言葉の定義はかなり以前からありますが、法令と、今はなくなりましたが、前は大臣通達というのもございました。その合わせたものがトラブルということで、例えば、美浜やあるいはJCOについては事故という名前がついています。その他の通常のはトラブルというような名称で呼んでいるというように認識しております。

藤原委員：そうすると、例えば、「小さな事故」というような表現は、トラブルの場合には使いますか。

東北電力：一般的に、原子力発電所に関しては小さな事故というような表現は余り使わないと思っております。

藤原委員：今度の西日本旅客鉄道の大きな事故で、一部専門家の間ではハインリッヒの法則ということが言われています。御存じだと思いますが、要するに、「一つの重大な事故の背景には29の小さな事故があって、その背景には300の原因がある」というのがハインリッヒの法則と言われていて、目に見えないものの積み重ねを放置していて、小さなものに対する対応に、目先の対応に追われることによって、本質的な、先ほどの安全文化というか、そういう点がおろそかになって大きな事故になったというのが今度の事故だと思うのです。私も小さな事故の定義はよくわからないのですけれども、よくファックスでいただいたり、見ていると、小さな事故という表現がいいのかトラブルがいいのかわかりませんが、結構いろいろあるように思います。その積み重ねの当面の対策だけでやっているのが、いわゆる危機管理として十分なのかどうか、その辺の見解はどうですか。

東北電力：おっしゃるとおりだと思います。大きな事故の下には小さなものが潜在的にあって、それをいかにつぶしていくかというのが我々の役目だと思っております。昨年、電力業界では、お互いにあった情報については情報交換して、水平展開するものはするというスタンスで物を進めていました。それでも十分ではなかったという反省のもとに、事業者だけではなくて、一般の方々もごらんになれるように、トラブル情報をお互いに見られるようなシステムをつくって、ニューシアとのホームページで見られるようになっております。それは、お互いに、こういう事例があったという情報交換をして、大きなものに結びつかないようにするというような趣旨でございます。それから、産官学という観点で、いろんな方に見ていただいているような御意見を伺うという趣旨で、情報交換のツールも整備してございます。

例えば、女川1号機で起こったものは、女川2号機、3号機、あるいは弊社の場合ですと、東通原子力発電所への水平展開、あるいは他社で行ったものについても、教訓になるものがあれば水平展開するというようなことで取り組んでおります。

藤原委員：危機管理というか、安全文化の基本的な考え方として、東北石油で何回か事故があって、私も2回ほど現地調査へ行っているのですけれども、例えば、2万とか3万の部品というか、そういう

ものがあつた場合に、人間の力量で、例えばネジ 1 本緩まないように完全にできるかどうかという問題が現実にあると思うのですね。ただし、原子力発電所の場合には本当にねじ 1 本緩んでも大問題になるようなこともあつて、そういう場合に、いわゆる 2 万、3 万ある部品だとか部分を完璧にすることも大切でしょうけれども、それ以上に、そういうものがあつたとしても、例えば、東北石油の場合ですと、絶対に火災にならないとか石油が漏れないとか、原発の場合だと、絶対に漏えいにならないというような、そういう意味での考え方というのは通常はとられていないのでしょうか。

東北電力： 発電所の機器というのはたくさんございます。それで、私どもも、いかにしてきちんとした点検をしていこうかということで、毎年毎年、ことしはこの機器を分解しよう、来年はこれ、再来年はこれだと、そういう長期的な展望のもとに、きちんと機器を点検していくことが大切だと考えております。これは予防保全の考え方と承知しております。

それから、もう一つは、機械というのは絶対ということはないということです。けれども、何かあつたとしても、地域の皆様に迷惑をかけてはいけなわけです。放射能が漏れたとか、甚大な被害を起こしたとかということのないように、万が一あつたとしても、それを最小限に食い止めようと、そういうふうに設計されておりますし、私どもはそれに向かって努力しているということで、機器の事前的な点検と、ちょっとした事象があつても、それを拡大しないようにしていこうということを、私どもは教育を通じてきちんと徹底していきたいと考えております。

先ほどの話と話が変りまして、最近、国内で非常にトラブルが出ておるようなんですが、再度申しますが、私ども、基本に立ち返って、さっきのハインリッヒの法則じゃないのですが、小さな芽のうちから、その芽をつみとって大きな事故にならないようにしようという、そういった活動を具体的にやっていくことが、やはり発電所全体の安全に寄与していくと考えております。そういったことをきちんとやしていきたいと考えております。

藤原委員： おっしゃることはよくわかるんですけども、例えば、今の表現で、たとえ漏れたとしても最小限にとどめるという言い方は、住民の方が聞いた場合に、非常に誤解を与えるのではないのでしょうか。ですから、絶対に人体とか皆様には影響を与えないようにしていますだとわかるけれども、「最小限にとどめる」という言い方は、それを聞いたときに、随分誤解を与えると思うので、その辺のところをもう少し正確に表現できませんか。

東北電力： 失礼いたしました。それは訂正したいと思いますが、私どもは、そういうことのないように、発電所の運転なり点検をきちんとやっていくということでございます。

須田委員： 1 号機の問題で 2 点報告があつたんですが、後半の方の水漏れの方は、ヒューマンエラーというか、人為ミスですよ。これは徹底して修正していただきたいと思いますが、あとは、上に携わられる皆さんをここは信頼することしかできないわけでございまして、これは十二分に徹底していただきたいと思います。

1 番目の窒素の方なのですが、設計圧力、運転圧力というお話が出てきました。当然ながら、運転圧力の方は、そのような数値になるだろうという前提のもとにやられているのだと思います。今回、保安院の指摘という部分ももしかすると関連するかもしれませんが、今まで、実際面で、その点についての機能の健全性評価はなされていなかったのではないのでしょうか。その結果、こういうことが起きたのではないかとというような部分の指摘なのだと思います。その結果、今後、ここの部分の健全性評価についてやっていくということになったわけですね。今回のトラブルについては、これで一定の安全面の担保はされたのですが、では、先ほどの藤原委員さんの質問にも関連するところなのですが、こういったケースが、発電所、特に原子炉だけに限定しても、設計あるいは実際の運転に関して確認していないという事例がもしかするとあるのかなというふうにも感じてしまうのです。今申し上げたような点について、今後、例えば運転の部分での健全性評価を行っていない部分がほかにもあつたのであれば、これに対してどうしていくのか。実際そういったものがあるのかも含めて、お答えいただきたいと思います。

東北電力： 運転中の管理ですが、保安規程、運転手順書というのがあるのですが、全体といたしましては、その規程、手順書でもって発電所の健全性はきちんと確保されていると考えております。ただ、今回の運転中の格納容器の漏えいに対する基準が明確になっていなかったという点もありますので、そういう点で、今回、調査レベルとか、管理レベルをきちんと設けまして、運転を通じて格納容器につい

でもやっていこうと考えております。ですから、ほかの設備については、運転手順書なり保安規程でもってきちんと管理されていると考えてございます。

須田委員：　ということは、類似の、例えば、運転圧力あるいは運転を想定した分での健全性というのはきちんと保たれて、他の部分については保たれているという認識でおられるということで理解してよろしいでしょうか。

東北電力：　はい、結構です。

須田委員：　そういうことでしたら、それはそれで結構なのですが、先ほどJRの事故の話もありました。電力の自由化ですとか、いろんな意味のコスト削減等々で、原子力部門だけではなくて、全社を挙げていろんなコストダウンの努力はされているのですが、結局、これについてもやらなければいけなくなったことだと思います。もちろん最初からわざと見すごしたわけではないのかもしれませんが、この部分の評価というのを結局はやらなければいけなくなったわけです。そういうのが一つあるいは二つということで、何らかのトラブル、もしかすると事故ということにつながっていった場合、結果的にコストあるいはいろんな運営という部分も含めて、圧迫することに繋がると思います。最終的に、特に原子力という部分について言うならば、安全面に配慮し過ぎて過ぎるということはないわけでありまして、結果的に、1カ月止まれば、どれぐらいの損失になるかという問題が実際にはあると思います。ただ、そういったことも考えれば、先ほど来からの意見のとおり、改めて安全確立、文化の構築と、実際面での機能としての担保というのを徹底して今後ともやっていただきたいというふうに思います。以上です。

東北電力：　はい、承知いたしました。

議長：　両委員から大変貴重な御意見をいただきました。東北電力におかれましても、なお一層、安心・安全のための努力をお願いいたします。

他に御意見、御質問はございませんか。

ないようですので、次の報告事項に移ります。

報告事項「ハ」の「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定の一部改正等について」説明願います。

ハ 「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定」の一部改正等について
(事務局から「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定」の一部改正等について説明)

議長：　ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお伺いいたします。

(質疑なし)

議長：　御意見、御質問はございませんか。

なければ、その他の事項として何か御意見、御質問などありましたらお願いします。

鈴木(多)委員：　海洋調査のために、塚浜の沖に東北電力で設置したブイがついています。あれが、女川湾への出入りの際、航行に差し支える状態に位置しております。それと同時に、海上保安部がそこで警備についており、あの船もちょうど航路筋にあります。ブイについては今はGPSがついているからかわすことはできるのですが、あそこでそのコースをかわすように来ると、海上保安部の船の方へ真っ向に行くわけです。海上保安部の船との距離は0.2か3マイルしかないのです。そこでまたコースを変えて、海上保安部の船をよけて内に入って、また今度は二股島の方にコースを変えて走らなければならないわけです。ですから、今設置している箇所はどうしてもそこでなければだめなのか、もっと中へ入れられるんだったら入れて欲しいと思います。そして、海上保安部の方にもお願いして、航路筋の邪魔にならないようなところに係留して警備して欲しいと思います。もうちょっと沖に出てもらおうと、我々はストレートに出入りできるので、その点をお願いします。

それと同時に、先ほどから安全の面でかなり議論されておりますが、既に皆さん御承知のとおり、テロについてですが、アメリカニューヨークの国際ビルは空からのテロです。海上を幾ら警備しても、果たして空の警備は、何か目が届いているのでしょうか。「そんなことを言ったって、これは防衛庁の方だから、東北電力ではどうしようもない」と言われれば、それまでです。なおかつ、今、北朝鮮の核開発で、もうすぐ実験しそうな状態にあつてかなり危険だと思います。いざとなれば、私たちが一番先に被害を被るわけです。連中がねらうときはそういう施設をねらいますから。これはここで議論しても難し

いと思いますが、笑い事ではないと思います。ですから、防衛庁ともよく相談して、できればそちらの方の警備体制を何とか配慮して欲しいと思います。全然関係ないわけではなく、かなり危険なものを置いているのですから。安全管理という面では、今議論したようにかなりまじめにやっているようですが、一朝、それらがやられてしまうと大変危険なのですから、そこを認識して欲しいと思います。そういう対策必要だということが話題になっているのですから、御答弁をお願いします。

東北電力： 最初のブイの件でございますが、具体的に発電所側と相談させていただいて、別途、検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局： 海上保安部の警備艇の件ですが、協議会でこういった意見があったということをお伝えしたいと思ひます。できるかどうかは今はっきり言えませんが、海上保安部の方にも相談して、善処したいと思ひます。

それから、テロに対しての、空からの警備がどうかということですがけれども、国の方で国民保護法が去年成立いたしましたして、ことし、県の危機対策課の方で県版の国民保護計画というのを策定しております。具体的な、こういった種類のテロがあるかということも、防衛庁の方で想定して、後で提示されるということをお聞ひしておりますので、そういったことを踏まえて、県としても考えていきたいというふうにお思ひしております。

鈴木(多)委員： 私の聞ひているのは、近くに自衛隊の基地もあります。優秀なレーダーもそろっています。民間の飛行機が飛んでいるのか、自衛隊の飛行機が飛んでいるんだか、あそこから一目で見えるわけです。そこに1機でも変なものがあればすぐ察知できるわけです。そういう方の目を向けているのかをお聞ひしているのです。

事務局： 失礼しました。自衛隊のT2とか航空機につきましては、前に光山等に墜落が起りまして、そのときに、訓練から帰るときのポイントを陸前ポイントと牡鹿ポイントということで、原子力発電所から離れた、高度も、少し離れたところから、そこを基準として、矢本の方に帰るといふようなことになっておりました、光山の墜落事故以降、改善していただいております。

それから、民間の航空機は上空を飛ばないことになっております。

鈴木(多)委員： 多分、危険だろうと思ふから、民間の航空機などは飛ばさせないように、あるいは自衛隊の訓練機も飛ばさないようにはされると思ひます。私が言っているのは、ただ、部外者、要するに、テロ行為にかかわりそうな変な飛行機、あるいは変なヘリコプター、そういうものが侵入しそうだとか、変だなというものを、どこかで察知し、あるいはどこかで観測しているのかということをお聞ひしているのです。

事務局： それは松島基地の方でレーダーで24時間監視しております、こういった飛行機が入ってくるというのは発見できることになっております。

議長： よろしいでしょうか。ほかにございませぬか。

石巻市： 今回から監視協議会のメンバーに加えていただきました。3月までの旧石巻市におきましては、女川原発の隣接地という立場でございましたけれども、4月1日の1市6町の合併に伴いまして、立地市という立場になりました。

先ほど来、危機管理の問題が提起をされております。何といたしても、住民の方の安全が第一というふうにお考えしますので、東北電力におかれては、細心の注意を払って施設の管理に努めていただきまして、もし異常を発見した際には、速やかな情報提供をお願いいたしますとともに、安全運転を最優先ということでお取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひをしたいと思います。

議長： わかりました。ほかにございませぬか。

女川町： 大きい問題ではないのですが、これまでの説明といたしまして、1号機関連から、情報の提供というふうなことについて、東北電力から話がありました。

そういう中で、1号機に関連するんですが、窒素補給回数が非常に多いというふうなことで説明があった際に、原因として、低気圧、高気圧が通過しますと気圧が高くなるので、その影響で補給回数が多くなっているという説明がありました。当然、気密漏えい試験、危険性があれば、毎回やって、それで異常がなければ運転再開というふうな運びになるのですが、後ほど見ていただきたいのですけれども、「発電所だより91号」の、過去の窒素補給回数として、14サイクル以降の窒素の補給回数が多くなっていたということであり、1号機の事象が発覚した時点で説明はなかったわけです。それで、女川町として

も、低気圧とか高気圧とか台風で気圧が高くなるのであればやむを得ないのかということで判断していたのですが、そういう事象があったというようなことで、町長を初め、我々はびっくりしたわけです。それで、情報の提供の仕方として、過去にそういうことがあるのであれば、きちっとその場で説明をしていただくようお願いはしてきましたけれども、この場をかりて、再度、情報の提供のあり方についてよろしく願います。女川町の議長は地元の住民ですから、何かあれば、私のところに飛んできて、「何やってるのか」というようなお叱りを受けるときもございます。お叱りを受けるのは私は構わないのですが、やはり地元住民の方々、先ほど寄磯の組合長さんが言いましたように、テロ行為等々も、今大きな騒ぎ、問題になっておりますので、情報の提供というのはいち早くお願いしたいと思っております。やはり不安視するのは住民の方々でございますので、今後とも、よろしくそのようなお取り計らいをいただければと思います。

東北電力： はい、承知いたしました。

議長： よろしく願います。

ほかにございませんか。

他になければ、報告事項を終了といたします。

その他の事項として、事務局から何か連絡等がありますか。

事務局： 次回の協議会の開催日を、決めさせていただきます。3か月後の平成17年8月26日の金曜日、仙台市内での開催を提案させていただきます。

5 次回開催

議長： ただ今事務局から説明がありましたが、次回の協議会を17年8月26日の金曜日、仙台市内で開催することよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長： それでは、次回の協議会は平成17年8月26日の金曜日に仙台市内で開催しますので、よろしく願います。

議長： その他、何かございませんか。

他になければ、これで、本日の議事が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。

6 閉会

司会： ここで、本日参加されている、東北電力(株)の渡部 理事原子力部長から発言の御要望がありましたので願います。

(東北電力(株) 渡部 理事原子力部長 退任あいさつ)

司会： ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第98回女川原子力発電所環境保全監視協議会を終了といたします。